54 自殺対策の充実

提出先内閣府、厚生労働省

【提案項目】

自殺対策のより一層の充実を図るため、地域自殺対策緊急強化基金事業の終了後も地方自治体が事業を継続して実施できるよう、必要な財源措置を行うこと。

【提案理由等】

自殺は社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して追い込まれた末の死であることから、自 殺対策事業は、社会的要因も踏まえた問題を抱えた人に対する相談・支援体制の充実や、うつ病 の早期発見、早期治療など総合的に取り組む必要があり、その取組は中長期的な視点に立って継 続的に実施する必要がある。

自殺対策基本法第9条において、「政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上 又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。」とされていることから、地域自殺 対策緊急強化基金(平成21~25年度)の終了後も引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな事 業を実施するための財源措置が必要である。

(神奈川県担当課:保健福祉局保健予防課)